

## MSVグローバル資産配分ファンドⅠ（保守型）

追加型投信／内外／資産複合

## 基準価額（税引前分配金再投資）・純資産総額の推移



※基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。信託報酬については「ファンドの費用」をご覧ください。

※グラフの基準価額（税引前分配金再投資）は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。

※上記グラフは過去の実績であり将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 基準価額および純資産総額

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 11,572 円 |
| 純資産総額 | 99 百万円   |

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

過去5期の分配金実績  
（税引前・1万口当たり）

|       |         |    |
|-------|---------|----|
| 第3期   | 2021年7月 | 0円 |
| 第4期   | 2022年7月 | 0円 |
| 第5期   | 2023年7月 | 0円 |
| 第6期   | 2024年7月 | 0円 |
| 第7期   | 2025年7月 | 0円 |
| 設定来累計 |         | 0円 |

※上記分配金は過去の実績であり将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。  
※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 基準価額の騰落率

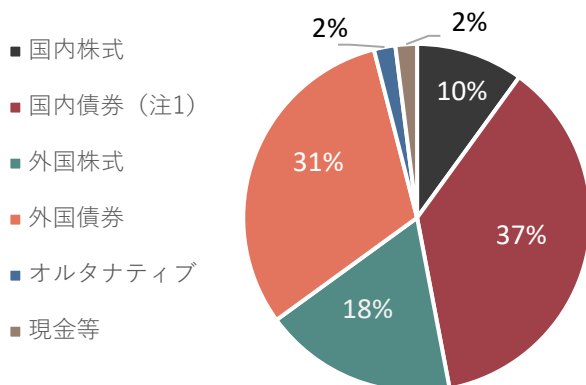
|      | 1ヵ月   | 3ヵ月   | 6ヵ月   | 1年     | 3年     | 設定来    |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| ファンド | 1.22% | 4.39% | 3.92% | 10.65% | 13.56% | 15.72% |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており実際の投資家利回りとは異なります。

※設定来の騰落率は、当初設定価額（10,000円）を起点として算出しています。

※騰落率は、過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 資産別構成比率

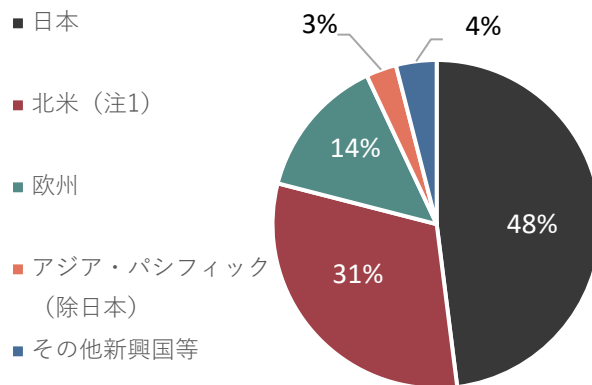


（注1）資産別構成比率において、国内債券は、外国債券の一部もしくは全部に対して対円為替ヘッジを行うことにより、国内債券に代替しているものも含まれます。地域別構成比率では、対円為替ヘッジにかかわらず、外国債券の地域で分類しています。

※資産別構成比率は、純資産総額に対する割合です。地域別構成比率は、組入資産証券の評価額に対する割合です。資産の状況等によっては合計が100%とならない場合があります。

※資産、地域については、組入れているETFの個別保有銘柄を、FACTSETのデータをもとに、当社の判断に基づき分類しています。

## 地域別構成比率



◆7ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

# MSVグローバル資産配分ファンドⅠ（保守型）

追加型投信／内外／資産複合

## ポートフォリオの状況

### 組入上位10銘柄

|    | 銘柄名                                            | 資産      | 経費率（年率） | 構成比   |
|----|------------------------------------------------|---------|---------|-------|
| 1  | NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信            | 債券      | 0.07%   | 34.8% |
| 2  | Vanguard Total Bond Market ETF                 | 債券      | 0.03%   | 17.5% |
| 3  | Vanguard Total International Bond ETF          | 債券      | 0.07%   | 16.4% |
| 4  | Vanguard Total Stock Market ETF                | 株式      | 0.03%   | 12.3% |
| 5  | iシェアーズ・コア TOPIX ETF                            | 株式      | 0.05%   | 8.7%  |
| 6  | Vanguard FTSE Developed Markets ETF            | 株式      | 0.03%   | 5.6%  |
| 7  | iShares Gold Trust Micro ETF of Benef Interest | オルタナティブ | 0.09%   | 2.3%  |
| 8  | Vanguard FTSE Emerging Markets ETF             | 株式      | 0.06%   | 0.5%  |
| 9  | iシェアーズ・コア 日本国債ETF                              | 債券      | 0.06%   | 0.0%  |
| 10 | —                                              | —       | —       | —     |

組入銘柄総数9

加重平均経費率0.05%

※上記構成比率は、純資産総額に対する割合です。為替ヘッジは考慮していません。  
※経費率とは、ETFの内部で徴収される運用管理費等の経費を各ETFの純資産総額で除したものです。投資家はETFの保有期間に応じて間接的に負担することになります。なお、経費率はETF毎に異なります。  
※国内のETFについては、経費率ではなく、信託報酬率を記載しています。

## ファンドマネージャーのコメント

### 当月の市場動向

|            |                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内債券の動向    | 中旬までは利上げ観測で金利は上昇（債券価格は下落）しました。日銀金融政策決定会合の利上げ決定を受けた売り一巡後は、原油安によるインフレ懸念後退から金利は低下し、月間で低下して終わりました。     |
| 外国債券の動向    | 米国債券については、インフレ懸念による今後の利上げ警戒感から金利が上がる（債券価格は下がる）局面もありましたが、中東情勢の緊迫化が和らぎ、原油価格が下がったことで低下し、月間で金利は低下しました。 |
| 国内株式の動向    | 前半は、ハイテク関連株への物色動向により一進一退の推移となりましたが、後半は、米国とイランの戦闘終結合意などから買い安心感が広がり、月間で上昇しました。                       |
| 外国株式の動向    | 前半は米国ハイテク株高などにより上昇する局面もありましたが、後半は米国の利上げ観測やハイテク株の利益確定売りに押され、月間で下落しました。                              |
| オルタナティブの動向 | 不動産市場を表すグローバルリート指数は月間で上昇しました。商品市場の中で金価格は下落しました。                                                    |
| 為替の動向      | 米国の利上げ観測を背景に、ドル買い・円売りの動きが強まりました。政府の介入への警戒感もありましたが、月間で円安・ドル高が進みました。                                 |

### 当月の運用状況

為替市場が円安となった影響などを受け、全体としては運用戦略にとってポジティブな相場環境となり、当ファンドの運用資産の価値は上昇しました。

### 市場見通しと今後の運用方針

米イラン間の戦闘終結合意などで一時の地政学リスクは和らいだものの、依然として残る不透明感や、グローバルな景気とインフレ動向などが要点となる中、金融・財政政策、政治情勢などが経済・市場にどのような影響を与えるかが肝心となります。投資家のリスク選好・回避志向や金融資産のボラティリティ・相関関係にも留意する必要があります。当ファンドの運用においては、引き続き中長期的な視点から、独自に開発したモデルに基づき最適な資産配分を構築していきます。投資対象のETFについては、国際分散投資やコストの抑制などを念頭に銘柄・取引手法を選定します。徹底したリスク管理を行い、安定的なパフォーマンスの向上に努める方針です。

※上記の見解はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。また、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

◆7ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

# MSVグローバル資産配分ファンドⅠ（保守型）

追加型投信／内外／資産複合

ファンドの目的・特色 ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## ■ファンドの目的

当ファンドは、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## ■ファンドの特色

**わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券（ETF）（※）を主要投資対象とします。**

※わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券または投資証券を意味します。また、ETFとは、「Exchange Traded Fund」の略称で、主に国内外の株式・債券・オルタナティブ（リート／コモディティ）等に関する特定のインデックス等に連動することを目指して運用が行われています。

・上場投資信託証券への投資を通じて、国内外の株式、債券、オルタナティブ（リート／コモディティ）等へ実質的に分散投資を行います。

・リターンの獲得を目指しつつリスクを抑制することを最優先した保守的な運用を行います。

**上場投資信託証券は、原則として、市場環境および収益性等を勘案して分散投資を行います。**

・上場投資信託証券の合計組入比率は、高位に保つことを原則とします。

・上場投資信託証券の資産別の組入比率については、市場環境および収益性等を勘案して決定します。

・投資対象の投資信託証券については、市場の流動性や運用管理に係る経費ならびに投資信託証券の発行体の信用リスク等を勘案して、組入れる銘柄を選定します。

**組入れている外貨建資産については、対円の為替ヘッジを行うことがあります。**

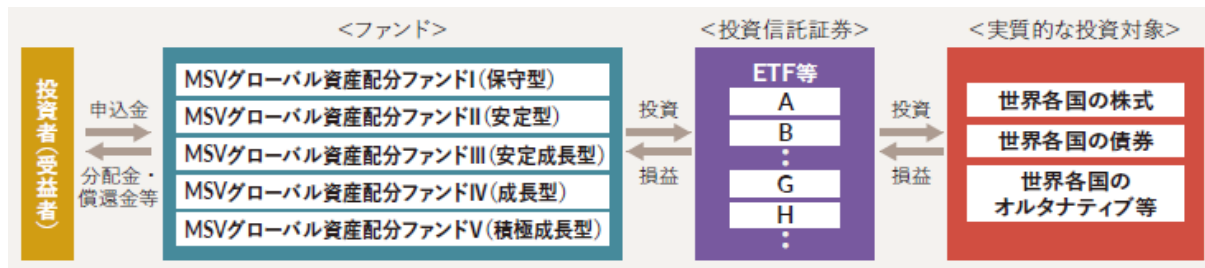
・外貨建債券の指数に連動している投資信託証券の一部もしくは全部について、対円の為替ヘッジを行うことで、実質的に国内債券に連動する資産クラスに代替することがあります。

**当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社との投資一任契約の締結が必要です。**

・当ファンドは、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

## ■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人資産運用業協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

## ■分配方針

原則として、毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益の分配を行います。

・分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

・当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。

（ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

◆7ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

## MSVグローバル資産配分ファンドⅠ（保守型）

追加型投信／内外／資産複合

**投資リスク** ※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動き、為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されるものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落して損失を被り、投資元本を割込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

## ■主な基準価額の変動要因

**価格変動リスク**

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には不動産投信（リート）を投資対象とする場合があります。不動産投信（リート）の価格は、当該不動産投信（リート）が組み入れられている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受け変動します。不動産投信（リート）の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的にはコモディティを投資対象とする場合があります。一般にコモディティ価格は商品の需給関係の変化、為替、金利の変化など様々な要因で変動します。コモディティの価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

**金利変動リスク**

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、債券の残存期間や金利等も価格変動に影響を与えます。

**為替変動リスク**

当ファンドは、組入外貨建資産について、一部もしくは全部の資産に対円で為替ヘッジを行います。為替ヘッジを行っていない資産において、投資している投資信託証券の発行通貨に対して円安になれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、円高になれば当ファンドの基準価額の下落要因になります。また、円の金利が為替ヘッジの対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円と当該通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

**信用リスク**

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

**流動性リスク**

当ファンドにおいて金融商品取引所上場の投資信託証券を売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなる場合があります。基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

**カントリーリスク**

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的には新興国の株式および債券を投資対象とする場合があります。新興国の政治や経済情勢等の変化により金融市場・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや、投資した投資信託証券の価格が大きく変動する可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

**収益分配金に関する留意事項**

■収益分配は、計算期間中に発生した運用益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

■収益分配金は純資産総額から支払われます。このため、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

**その他の留意事項**

■当ファンドの資産規模に対して、大量の購入申込みまたは大量の換金申込みがあった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。

■当ファンドは、投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。

■当ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

■当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

■当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

◆7ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

MSVグローバル資産配分ファンドⅠ（保守型）

追加型投信／内外／資産複合

お申込みメモ   ※お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社との投資一任契約の締結が必要です。  
当ファンドは、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。  
したがって、当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

|                    |                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位            | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                |
| 購 入 価 額            | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                         |
| 購 入 代 金            | 販売会社が指定する期日までに購入代金をお支払いください。                                                                                                                                                              |
| 換 金 単 位            | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                |
| 換 金 価 額            | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                         |
| 換 金 代 金            | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目から販売会社にてお支払いします。                                                                                                                                                 |
| 申 込 締 切 時 間        | 原則として販売会社の毎営業日の午後 3 時半までとします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                             |
| 換 金 制 限            | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みを中止することおよび既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。                                                                                         |
| 信 託 期 間            | 無期限です。（設定日 2 0 1 8 年 1 2 月 7 日）                                                                                                                                                           |
| 繰 上 償 還            | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。<br>①信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合<br>②受益権口数が 1 0 億口を下回ることとなった場合<br>③やむを得ない事情が発生した場合                                                 |
| 決 算 日              | 原則として毎年 7 月 2 5 日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                            |
| 収 益 分 配            | 毎決算日に、収益分配方針に基づき、分配を行います。<br>※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として 5 営業日までにお支払いを開始します。<br>※「分配金けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。                                                             |
| 課税関係               | 課税上の取扱いは、株式投資信託となります。<br>※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。<br>※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |

# MSVグローバル資産配分ファンドⅠ（保守型）

追加型投信／内外／資産複合

## ファンドの費用

**当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社との投資一任契約の締結が必要です。**  
当ファンドは、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。  
したがって、当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

| 投資者が直接的に負担する費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                            |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----|------|------|----------------------|--------------------------------------------|------|----------------------|----------------------|------|------------------------|---------------------------------------|
| 購入時手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ありません(ノーロード)。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                            |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
| 信託財産留保額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                            |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                            |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | フ ァ ン ド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.4575%(税抜1.325%)<br/>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br/>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br/>※信託報酬率1.4575%(税抜1.325%)には投資一任契約に係る報酬が含まれます。</p> <table><tr><th>支払先</th><th>内訳</th><th>主な役務</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年1.342%<br/>(税抜1.22%)</td><td>当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成、投資一任に係る業務等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.088%<br/>(税抜0.08%)</td><td>購入後の情報提供、顧客口座の管理等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.0275%<br/>(税抜0.025%)</td><td>当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr></table> | 支払先                                        | 内訳 | 主な役務 | 委託会社 | 年1.342%<br>(税抜1.22%) | 当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成、投資一任に係る業務等の対価 | 販売会社 | 年0.088%<br>(税抜0.08%) | 購入後の情報提供、顧客口座の管理等の対価 | 受託会社 | 年0.0275%<br>(税抜0.025%) | 当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 内訳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 主な役務                                       |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 年1.342%<br>(税抜1.22%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成、投資一任に係る業務等の対価 |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 年0.088%<br>(税抜0.08%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 購入後の情報提供、顧客口座の管理等の対価                       |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
| 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 年0.0275%<br>(税抜0.025%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                            |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 投資対象とする投資信託証券                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 投資対象ファンドの純資産総額に対して、年率0.20%程度(運用および管理等に係る費用) <sup>※</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                            |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 実質的な負担                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>当ファンドの純資産総額に対して、年率1.6575%程度(税込)(概算値)、(年率1.525%程度(税抜)(概算値))<sup>※</sup><br/>当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の運用および管理等に係る費用を合わせた実質的な信託報酬率です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                            |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
| <p>※概算値は、投資対象とする投資信託証券における運用および管理等に係る費用を含めた実質的な報酬率を各投資信託証券への想定配分に基づき算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算値で表示しています。<br/>※実質的な信託報酬率(年率1.6575%程度(税込)(概算値)、(年率1.525%程度(税抜)(概算値)))には、投資一任契約に係る報酬は含まれておりますが、次の「その他費用・手数料」に記載されている費用は含まれておりません。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                            |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |
| その他費用・手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料</li><li>● 組入有価証券を外国で保管する場合、外国の保管機関に支払われる諸費用</li><li>● 監査法人等に支払われる当ファンドの監査にかかる費用</li><li>● その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li></ul> <p>上記費用のうち、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。<br/>※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                            |    |      |      |                      |                                            |      |                      |                      |      |                        |                                       |

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

# MSVグローバル資産配分ファンドⅠ（保守型）

追加型投信／内外／資産複合

## ファンドの関係法人

■委託会社

マネックス・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第2882号

加入協会：一般社団法人 資産運用業協会

委託会社の照会先

【電話番号】03-6441-3964（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

【ホームページ】<https://www.monex-am.co.jp/>

■受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

■販売会社

以下の「取扱い販売会社について」をご覧ください。

## 取扱い販売会社について

**当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社との投資一任契約の締結が必要です。**  
当ファンドは、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。  
したがって、当ファンドの取得には、原則としてマネックス・アセットマネジメント株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、委託会社または以下の販売会社へお申し出ください。

| 金融商品取引業者等の名称  | 登録番号等                    | 日本証券<br>業協会 | 一般社団<br>法人資産<br>運用業協<br>会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 | 備考 |
|---------------|--------------------------|-------------|---------------------------|------------------------------------|-----------------------------|----|
| あかつき証券株式会社    | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号  | ○           | ○                         |                                    |                             |    |
| 岡地証券株式会社      | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第5号   | ○           | ○                         |                                    |                             |    |
| 株式会社香川銀行      | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第7号     | ○           |                           |                                    |                             |    |
| 静銀ティーエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第10号  | ○           |                           |                                    |                             |    |
| スターツ証券株式会社    | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号  | ○           | ○                         |                                    |                             |    |
| ソニー銀行株式会社     | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第578号   | ○           |                           | ○                                  | ○                           |    |
| 北洋証券株式会社      | 金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号  | ○           |                           |                                    |                             |    |
| マネックス証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号 | ○           | ○                         | ○                                  | ○                           |    |

※○印は協会への加入を意味します。  
※販売会社については、今後変更となる場合があります。

## 本資料についての留意事項

- 本資料はマネックス・アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。投資信託の取得（投資一任契約の締結）にあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
- 本資料掲載データは、マネックス・アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。また掲載データについてはあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における見解はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
  1. 預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
  2. 金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額とは異なり、購入金額については元本保証及び利回り保証のいずれもありません。
  3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。